

松本インターネットサービス利用規約

(趣旨)

- 第1条 この規約は、松本インターネットサービス契約約款(以下「約款」という)に基づき、松本インターネットサービス(以下「サービス」という)の利用について、必要な事項を定めるものとする。
2. 「IP電話サービス(以下「MISフォン」という)」の利用については、別途MISフォンサービス利用規約に必要な事項を定めるものとする。

(利用届出)

- 第2条 約款第七条の規定により、サービスを受けようとする者(以下「利用者」という)は、松本インターネットサービス利用申込書を松本商工会議所 情報事業部(以下「管理者」という)に提出しなければならない。

(サービス利用期間)

- 第3条 本サービスの利用期間は、申込日の翌月1日もしくは、4月1日から翌年3月31日までとする。
2. 利用者より、サービス取消の連絡がない場合は、さらに1年間サービスを受けるものとする。

(利用者の名称変更等)

- 第4条 利用者は、氏名・名称・住所・所在地・電話番号等に変更があったときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

(サービスの利用取消)

- 第5条 利用者は、サービスの利用取消をするときは、遅滞なく管理者に届け出なければならない。

(ドメイン・ネットワークアドレスの管理)

- 第6条 利用者がネットワークの接続において使用するドメイン、ネットワークアドレスは管理者が指定するものとする。
2. 利用者は、管理者が指定したドメイン、ネットワークアドレス以外を用いてサービスを受けることは出来ない。

(禁止事項)

- 第7条 利用者は、本サービスを利用して、次の行為を行ってはならない。
- (1) 他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為(著作権侵害防止のための技術的保護手段を回避するための情報、機器、ソフトウェア等を流通させる行為を含む)。
 - (2) 他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
 - (3) 他者を差別もしくは誹謗中傷し、または他者の名誉もしくは信用を毀損する行為。
 - (4) 違法な薬物、銃器、毒物もしくは爆発物等の禁制品の製造、販売もしくは入手に係る情報を送信、または表示する行為。賭博、業務妨害等の犯罪の手段として利用する行為。犯罪を助長し、または誘発するおそれのある情報を送信、または表示する行為。
 - (5) わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信、または表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為。
 - (6) ストーカー行為等の規制等に関する法律に違反する行為。
 - (7) 無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、又はこれを勧誘する行為。
 - (8) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に基づく、当該事業の提供者に対する規制及び当該事業を利用した不正勧誘行為の禁止に違反する行為。

- (9) アクセス可能な本サービス又は他者の情報を改ざん、または消去する行為。
- (10) 松本インターネット又は他者になりすます行為。(詐称するためにメールヘッダ等の部分に細工を行う行為を含む。)
- (11) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信、または掲載する行為。
- (12) 選挙の事前運動、選挙運動(これらに類似する行為を含む。) 及び公職選挙法に抵触する行為。
- (13) 他者に対し、無断で、広告・宣伝・勧誘等の電子メール又は嫌悪感を抱く電子メール(そのおそれのある電子メールを含む。) を送信する行為。他者のメール受信を妨害する行為。連鎖的なメール転送を依頼する行為及び当該依頼に応じて転送する行為。
- (14) 他者の設備または松本インターネット用設備に無権限でアクセス、またはポートスキャン、DOS 攻撃もしくは大量のメール送信等により、その利用もしくは運営に支障を与える行為(与えるおそれのある行為を含む)。
- (15) サーバ等のアクセス制御機能を解除、または回避するための情報、機器、ソフトウェア等を流通させる行為。
- (16) 本人の同意を得ることなく、または詐欺的手段(いわゆるフィッシング及びこれに類する手段を含む。) により他者の個人情報を取得する行為。
- (17) 法令に基づき監督官庁等への届出、許認可の取得等の手続きが義務づけられている場合に、当該手続きを履行せずに本サービスまたは提携サービスを利用する行為。その他当該法令に違反する、または違反するおそれのある行為。
- (18) 上記各号の他、法令、またはこの会員規約に違反する行為。公序良俗に違反する行為(暴力を助長し、誘発するおそれのある情報、または残虐な映像を送信、または表示する行為。心中の仲間を募る行為等を含む。)。本サービス、提携サービスまたは他者サービスの運営を妨害する行為。他者が主導する情報の交換または共有を妨害する行為。信用の毀損または財産権の侵害等のように松本インターネット、提携先、または他者に不利益を与える行為。
- (19) 上記各号のいずれかに該当する行為(他者が行っている場合を含む。) が見られるデータ等へ当該行為を助長する態様・目的でリンクを張る行為。

(サービス利用料金の支払)

- 第 8 条 サービス利用のため、利用者はサービス利用料金(以下「料金」という) を支払わなければならない。
- 2 . 第 3 項以外の料金は年払いとし、管理者が年初もしくはサービス申込日に請求し、利用者は翌月末日までに支払わなければならない。
 - 3 . 「ハウジングサービス」「ホスティングサービス」「B フレッツサービス」「M I S フォン」の利用料金は月払いとし、管理者が毎月 1 0 日に請求し、利用者は翌月末日までに支払わなければならない。
 - 4 . 利用期間内にサービスの取消をしても、払い戻しはしない。

(規定改正の通知)

- 第 9 条 管理者は、規定の改正等によりインターネットサービスの内容を変更するときは、該当改正により影響を受ける利用者に対し、事前にその旨通知をするものとする。

(免責)

- 第 1 0 条 管理者は、利用者がサービス利用に関して被った損害若しくは利用者が生じさせた損害等について、一切の賠償責任を負わないものとする。

附 則

この規約は、平成 2 2 年 3 月 1 日から施行する。